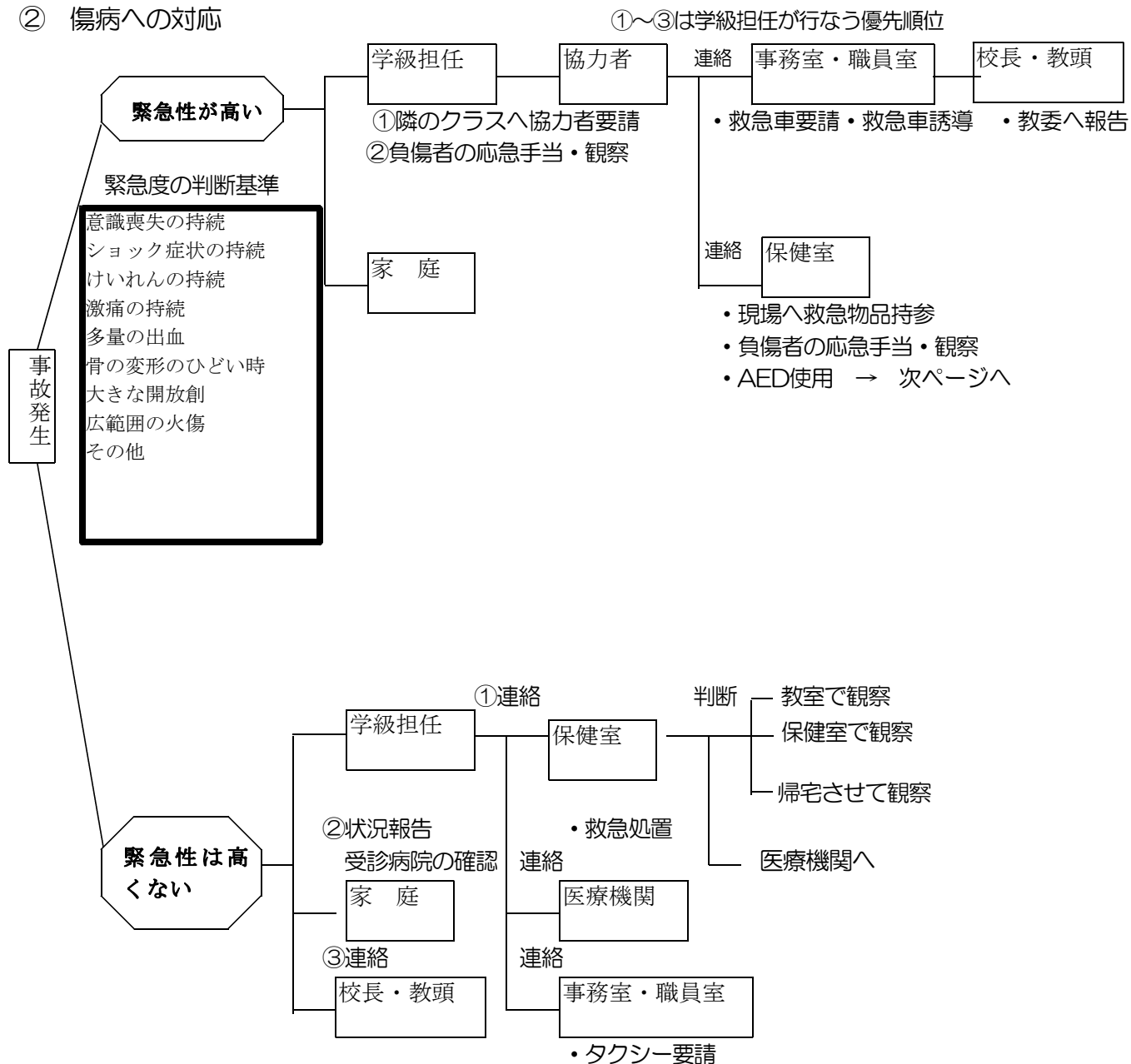


1 校内での非常事態

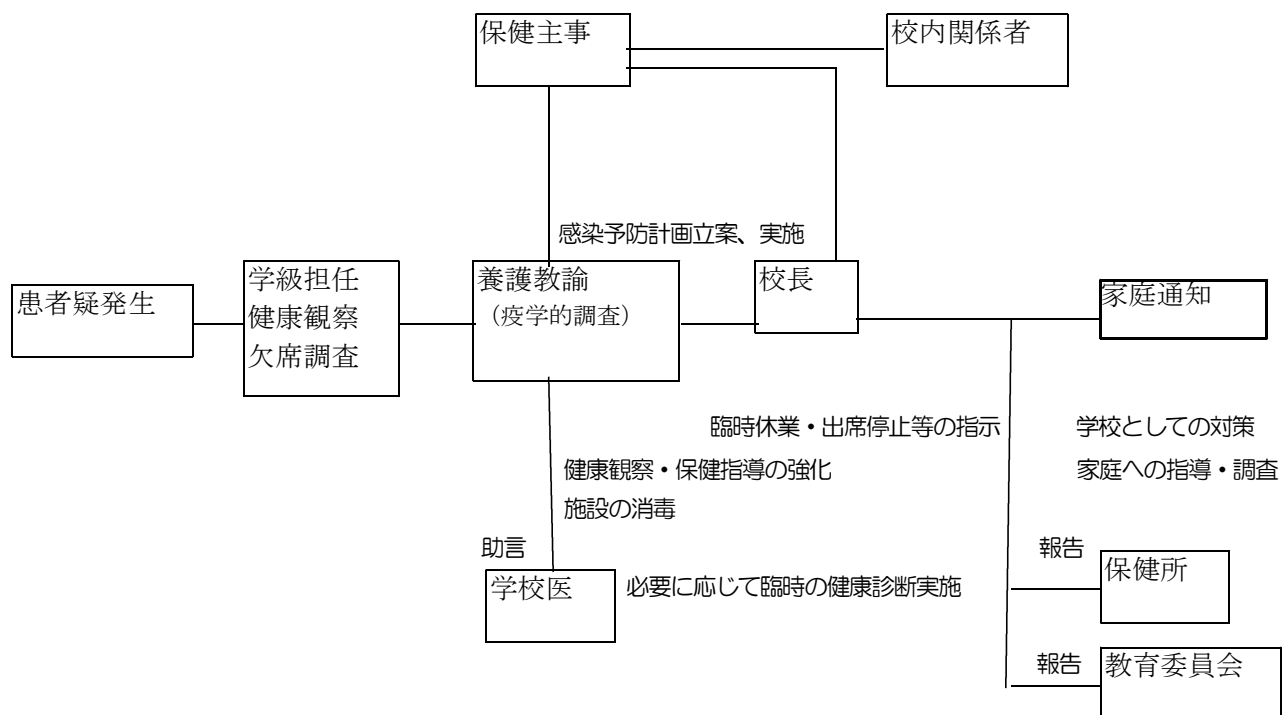
(1) 傷病伝染病等

① 原則 「緊急度の判断」 「迅速な対応及び連絡」

② 傷病への対応



③ 伝染病への対応



★熱中症防止 ポイント1、2の補足

◆熱中症予防の原則

- 1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分・塩分補給を行うこと
- 2 暑さに徐々に慣らししていくこと
- 3 個人の条件を考慮すること
- 4 服装に気を付けること
- 5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること



学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和3年5月） 環境省・文部科学省

1（1）環境条件の把握

熱中症の危険性を予測するため、教育活動等の際は、都度、暑さ指数（WBGT）計で計測する。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上3 5℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水 分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に 水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は 必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

(2) 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性が高くなるので、環境・条件・体調に応じた運動にする。

- ☐ 暑い時期の運動は、なるべく涼しい時間帯に実施
- ☐ 休憩を頻繁に入れる（激しい運動時は30分に1回以上休憩をとること）

(3) 水分・塩分補給

水分補給、塩分補給を適宜行うようにする。

種類	経口補水液	スポーツ飲料	タブレット
			
予防	◎	◎	○
脱水時	◎	○	×
吸収速度	◎	◎	△
備考	熱中症予防・治療に推奨 (日本救急医学会)	スポーツ時に塩分濃度0.1 ～0.2%を推奨 (日本スポーツ協会)	推奨 (日本学校保健会)

2章 1 未然防止（平常時）の対応

- 2 暑さに徐々に慣らししていくこと
暑さに慣れるまでの時間は、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにする。

- ☐ 梅雨明け直後等、急に熱くなった時に注意
- ☐ 合宿の初日等に多く発生する傾向があるので注意
- ☐ 週間予報等の気象情報を活用して、気温の変化を考慮した活動計画を作成
- ☐ 熱中症警戒アラート等の発表を確認（右図二次元コード参照）



熱中症予防情報サイト
(環境省)

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（熱中症の危険性に対する気づきを促す） <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5: 1,232回	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が 33 （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	都道府県内において、 全ての 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35 （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫（現行は赤）	黒

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版） 環境省・文部科学省

- 3 個人の条件や状態や体調を考慮
体調が悪いと、体温調節能力が低下し、熱中症につながりやすくなるので、運動前、運動中、運動後に適宜健康観察をする。

- ☐ 睡眠不足
- ☐ 疲労
- ☐ 発熱
- ☐ 風邪
- ☐ 下痢
- ☐ 欠食（朝食を抜く等）

- 4 服装・装具の配慮
皮膚からの熱の出入りには衣服が影響するので十分に配慮する。

- ☐ 暑い時、服装は軽装とし、透湿性や通気性のよい素材のものにする
- ☐ 直射日光は帽子で防ぐ（登下校の際には、日傘等の活用も検討する）
- ☐ プロテクターや防具等の保護具は、休憩時に「はずす・ゆるめる」等で体熱を逃がす

- 5 具合が悪くなった場合の早めの処置
暑さで具合が悪くなった場合は、直ちに必要な処置をとる。
※具体的な対応は、「熱中症発生時の対応」P30-(2)を参照
熱中症救急グッズを配置し、万が一の事態に備える
設置場所は、保健室・職員室・体育館等を検討



- ☐ スポーツ飲料
- ☐ 経口補水液
- ☐ 冷却用水
- ☐ 体温計（鼓膜温計）
- ☐ 送風器具（うちわ、扇風機等）
- ☐ 氷嚢・アイスパック
- ☐ バスタオル

2章1 未然防止（平常時）の対応

熱中症予防チェックリスト

学校現場等での取組を効率的に確認するためのチェックリストです。各項目において熱中症事故対策のポイントを整理・確認すること等の参考としてください。

1 日頃の環境整備等

チェック	内容
☐	①活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）を把握できる環境になっている
☐	②熱中症事故防止に関する研修を実施している (全職員が共通認識をもてるよう、研修会等参加者が伝達している)
☐	③暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画としている
☐	④活動中やその前後に、水分等の補給や休息ができる環境を整えている
☐	⑤熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対応できる体制を整備している
☐	⑥行事等、指導体制が普段と異なる活動の際は、事故防止の取組や緊急時の対応について教職員・児童生徒と共通認識を図るようにしている
☐	⑦熱中症の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討している
☐	⑧保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図っている
☐	⑨室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をしている
☐	⑩学校施設の空調設備を適切に活用するとともに、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討している
☐	⑪送迎用バスについては、幼児等の所在確認及び置き去り事故防止を徹底している

2章1 未然防止（平常時）の対応

2 児童生徒への指導（日常生活の中での指導）

チェック	内容
☐	①運動時及びその前後、こまめに水分補給し休憩をとるよう指導している
☐	②自分の体調に気をくばり、不調を感じた時はためらわず教員等に申し出るように指導している
☐	③暑い日には、帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶように指導している
☐	④運動等を行った後は、クールダウンする等体調を整えた上でその後の活動（登下校を含む）を行うように指導している
☐	⑤児童生徒同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導している
☐	⑥行事等、指導体制が普段と異なる活動の際は、事故防止の取組や緊急時の対応について教職員・児童生徒と共通認識を図るようにしている
☐	⑦登下校中は体調不良時の対応が難しい場合があることを認識させ、単独行動は短時間にしてリスクを避けることを指導している

3 活動前の留意点

チェック	内容
☐	①発達段階に応じた段階的な指導計画（練習計画）を作成している
☐	②暑くなり始めた時期は、体を慣らすための指導計画（1週間程度）を作成している
☐	③暑くなることが予想される場合、熱い時間帯の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をする準備をしている
☐	④暑さ指数（WBGT）を測定し、環境下での活動の可否を判断している
☐	⑤健康観察の情報を確認し、児童生徒の健康状態を把握している
☐	⑥暑さを考慮した服装や水分の準備ができているか確認している

2章1 未然防止（平常時）の対応

4 活動中・活動直後の留意点

チェック	内容
☐	①暑さ指数（WBGT）により活動の危険度を把握している
☐	②児童生徒の様子をよく観察し体調の把握に努めている
☐	③水分補給の時間を確保し、補給するよう指導し、児童生徒が水分補給していることを見届けている
☐	④暑いときには、軽装（着帽）で活動に取り組むように指示している
☐	⑤児童生徒の「疲れた」「具合が悪い」などの単純な表現に気をつけている
☐	⑥児童生徒の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する
☐	⑦児童生徒同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導している
☐	⑧運動強度・活動内容・継続時間の調節を自己管理のみとせず、指導者等が把握して適切に指導している
☐	⑨児童生徒が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることが想定されるため、健康状態把握のための観察体制を整えている
☐	⑩休憩の場として、屋外では日陰を活用し、屋内では窓の開放や送風機器の活用により風通しをよくする等、環境を整えている
☐	⑪運動直後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり次の活動を行ったりする等の指導をしている
☐	⑫活動後の下校の際は、単独行動をできるだけ避け、こまめな水分補給や休憩をする等の対策をするように指導している

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）環境省・文部科学省 参照

2章1 未然防止（平常時）の対応

5 【フィジカルアセスメント】チェックリスト

フィジカルアセスメントとは、問診、視診、触診、打診、聴診などの身体診査技術を用いて、全身状態に関する情報を収集・評価することです。健康問題を特定し、それに応じた適切なケアを実施するために不可欠な、基本的な思考プロセスであり技術です。

チェック	症状から疑う
☐	①めまいや立ちくらみ、集中力・記憶力の低下、頭痛等はないか（脳）
☐	②食欲の低下、嘔吐、下痢、便秘などの症状はないか（消化器）
☐	③筋肉痛、しびれ、まひ、こむら返り等の症状はないか（筋肉）
チェック	フィジカルチェックアセスメント
☐	④握手をしてみる → 手が冷たければ疑わしい
☐	⑤ペロを見せてもらう → 乾いていたら疑わしい
☐	⑥皮膚をつまんでみる → 皮膚がつままれた形から3秒以上もどらなかったら疑わしい
☐	⑦親指の爪先を押す → 赤みが戻るのに3秒かかれば疑わしい
☐	⑧脇の下を確認する → 乾いていたら疑わしい

素早くみつけて、すぐ対策！脱水症&熱中症（大塚製薬） 参照

2章1 未然防止（平常時）の対応

6 運動会・体育祭等での対策

チェック	計画段階
☐	①時期や時間帯を考慮し、競技内容や練習内容、練習量について無理のない計画を作成している
☐	②テントやミストの設置、休憩のための日陰の場所の確保、熱中症救急グッズの準備等、予防のための対策を実施している
☐	③水分補給のための給水タイムを計画・タイムテーブルに位置付けている
☐	④スプリンクラー等を活用し、温度を下げるよう努めている
☐	⑤天候や状況に応じて着帽できるように準備するよう指導している
☐	⑥体調不調者への対応について、職員配置と情報伝達方法を事前に決めている
☐	⑦体調不調者が複数発生した場合のため、保健室以外で空調のきいた部屋を確保している
☐	⑧フィジカルアセスメントの内容を全職員で確認し、万が一の対応に備えている
チェック	前日までに行うこと
☐	⑨暑さ指数（WBGT）の情報を校内に広く周知するとともに、学年練習や全体練習時等において、天候に配慮して内容を変更する等、柔軟な対応をしている
☐	⑩学校からの通信等を通じて、熱中症や体調管理、水分補給の大切さを児童生徒や保護者へ伝えている
☐	⑪学年練習や全体練習時において、暑さを考慮しながら給水タイムを柔軟に設定するなどし、児童生徒の体調管理に留意している

2章1 未然防止（平常時）の対応

チェック	当日に行うこと
☐	⑫当日の暑さ指数（WBGT）を把握し、競技計画や内容について柔軟な対応を行っている
☐	⑬朝の健康観察を念入りに行うとともに、児童生徒が心身に不調を感じたら、早めに申し出て無理をしないように指導している
☐	⑭不調を感じた児童生徒がいた場合は、すぐに空調のきいている涼しい部屋等に移動させ、適切な応急手当を行うとともに、必要な場合は救急搬送を行う等の対応をしている
☐	⑮体調不良等の児童生徒をいち早く発見し処置できるように、競技中・応援中等は、児童生徒の様子を見回る体制を整えている
☐	⑯水分補給の時間を確実に確保し、補給するよう指導し、児童生徒が水分補給していることを見届けている
☐	⑰児童生徒が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることが想定されるため、健康状態把握のための観察体制を整えている
☐	⑱休息の場として、屋外では日陰を活用し、屋内では窓の開放や送風機器の活用により風通しをよくする等、環境を整えている
☐	⑲活動後に健康観察と水分補給を行い、児童生徒の体調管理に留意している
☐	⑳運動直後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり次の活動を行ったりする等の指導をしている

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）環境省・文部科学省 参照

四日市市教育委員会 学校における熱中症予防対策マニュアル（2020） 参照

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認してから対処しましょう。最初の措置が肝心です。

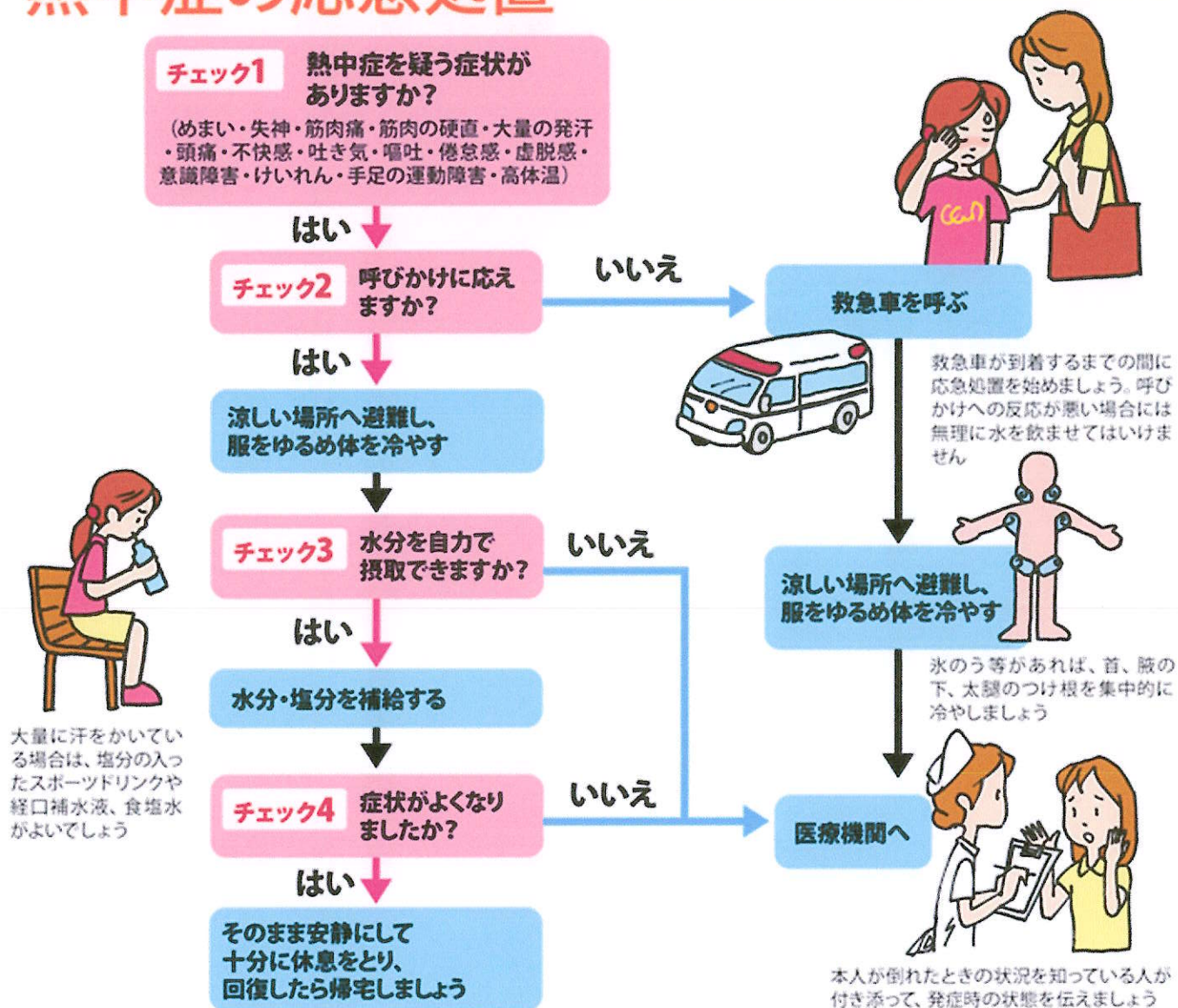


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

【学校医：小松 T 氏】

- 発熱時は寒気があっても冷却をする…首裏、脇の下、太ももの付け根等
- 発熱時、体調不良時は早めに受診
- 持病のある子は、運動量等について主治医と確認して学校と共有
- 基本的には環境省のマニュアルに基づいて対応

(2) 水難（プール）事故

① 原則 「引き上げる」「迅速な対応」

② 対応

教員A		教員B	教員 C（複数）
溺れかけている場合	溺れている （沈んでいる）場合		
① 引き上げる 安静体位	水上に顔を出す 気道確保	他の児童の対応 （全員上がらせる） 校長・教頭・保健室へ電話連絡 児童を校庭へ移動させる。	①救急車要請 （一般Telから 119） （携帯から 119） ②校長・教頭へ連絡 ③家庭へ連絡 ④現場へ急行（数名） AED持参
② けがの確認 （頸椎損傷の有無の 確認） （あれば安静にして 救急車を待つ）	すぐに意識の確認 ＊水中で行う。引き上げ ることに時間を費やさ ない	他の児童の対応 ・ 掌握 （状況に応じて駆けつけた教員と 対応をかわってもよい。）	引き上げの補助 毛布用意
③ 保温	呼吸の有無の確認 （なければ人工呼吸・ 移動中も）		
④	水からあげたら循環の確認 （なければ心臓マッサージ） ※AED使用		心肺蘇生の協力
⑤	救急車が来るまで心肺蘇生 を継続。	事故の様子の確認・目撃者の確認	
⑥	意識、呼吸が回復したら 安静体位。 保温。	他の児童への指示	
備考	＊水を吐かせることに時間 を費やさない。 ＊もし吐いたら直ちに顔を 横に向ける。（首にけがの 疑いがあるときは体ごと 横に向ける）	＊命に関わるような緊急を要する 場合は、自己の判断において救 急車をすぐに要請する。	＊連絡を受けたら、1名 は救急車要請、校長等 へ連絡する。後数名は 現場へ急行する。授業 ではない職員はできる だけ、職員室にいるよ うにする。

③ その他

- ・プールの指導は **必ず二人以上** で行う。何かあったときのため、分担を決めておく。
- ・休み中のプール指導も上記に対応に沿って行う。

(3) 災 害 (火災・地震・風水害)

① 原則 「児童の安全保障」 「学校防護」

② 対応

* 発見者は児童に避難の指示をするとともに事務室に連絡

ア 授業中の場合

- 本部の指令（緊急放送：教頭）
出火場所・風向き・避難場所・事後の行動など必要最低限の事項を確認して指示を出す。非常ベルは10秒間鳴らす。
- 避難開始
「行動開始」の合図があったら、担任はそれをふまえて状況を判断し、児童に避難方法の指示を与えて、行動を開始する。
- 避難場所
第一避難場所「校庭中央（学年別プレート順に）」
第二避難場所「西側職員駐車場」（「下小川西農道」）
※専科・少人数の授業の場合は、専科が校庭まで児童を誘導し、その後担任に引き渡す。

イ 休み時間の場合

- 児童は放送をよく聞いて、指示に従いそれぞれの場所から最も近い避難所に向かう。避難指示で安全な避難経路を判断し避難する。
- 避難場所では学級ごと男女各一列に整列し「児童掌握係」の点呼を受ける。
- 避難誘導係は校舎内残留児童の有無を確認する。

③ 避難誘導系図（避難経路は各教室に掲示）

指令（本部）

指示（担任）

- 窓を閉める
- カーテンを開ける
- 身支度（帽子、ハンカチ）
- 出席簿を持ち出す

教室から廊下へ

- 静かに歩く
 - 落ち着いて
 - 低い姿勢で
- お・は・し・も

出口、非常口

避難場所

- 点呼、人員確認
- 報告（担任→学年主任→教頭→校長）

次の指令

地震の時の心得

自分の命は自分で守る
(自分で考えて行動する)

- 落ちてこない
 - たおれてこない
 - 動いてこない
- 場所に避難する

④ 災害における「児童出席簿」の取り扱いについて

- 原則として学級担任は「児童出席簿」を持ちだし、人員の掌握に使う。
- 確認ができれば学年主任に預け、学年主任は学年全体の掌握をする。

* 上記② ③は火災を想定したが、地震・風水害もこれに準ずる。

⑤ 集団下校

集団下校が必要な場合は、緊急連絡網で保護者に連絡する。
下校は地区担当者が引率して行うことを原則とする。
年度はじめに地区ごとに集団下校のグループをPTA校外の方に作成していただき、名簿を作っておく（地区子ども会係がリードし、各地区担当が作成する）。

⑥ 保護者への引き渡し

災害等で下校の安全確保ができない場合は、緊急連絡網で保護者に連絡し、学校に迎えに来てもらう。

(4) 不審者侵入

① 原則 「連絡する」 「児童との距離をおく」

② 対応（関係者以外の学校への立ち入り）

ア. はじめの対応

チェック1 不審者かどうか ・声をかけて身分を尋ねる。不審な場合近くの職員に声をかけ可能な限り複数で対応する。

立ち入りの正当な理由なし

対応1 退去を求める

退去しない

イ. 緊急事態発生時の対応

チェック2 危害を加える恐れはないか

ある

対応2 隔離・通報する

- ・教職員へ緊急連絡
- ・暴力行為抑止と退去の説得（集合職員）

隔離できない

対応3 児童の安全を守る

- ・防御・移動阻止（集合職員）
- ・全校連絡

チェック3 負傷者がいるか

いる

対応4 応急手当などをする

- ・救急隊到着までの応急手当（養護教諭）

ウ. 事後の対応等

対応5

事後の対応や措置をする(校長・教頭・教務会)

- ・事件・事故対策本部発動
- ・情報の整理と提供
- ・今後の方針・体制など
- ・教育委員会指示伝達
- ・学校長指示伝達
- ・職員会
- ・今後の方針及び体制の確認
- ・全校集会での指導
- ・保護者等への説明（緊急PTA集会）

【児童の安全を守りながら】

・大声を出す。助けを求める。不審者の動向確認

①携帯電話で110番通報。そのまま所在を大声で知らせるか、児童に手渡し連絡させる。

②校内電話、または大声にて事務室へ連絡（場所・不審者の数・凶器・負傷者の有無など）

③電話がない場合

笛（ピー・ピー・ピーと間を開けて3度）で近く

《笛の音が聞こえた場合》

授業者→児童の安全を図り待機

授業者以外→現場へ急行

《放送にて連絡》

※「〇〇に不審者がいます。対応をお願いします。」

授業者→児童の安全を図り待機

授業者以外→合流しながら現場へ急行

【全校連絡・避難誘導の合図】

○教室等での待機

「〇〇に不審者がいます。全員教室で待機しましょう。」

→授業者は窓等施錠し、廊下側の戸が開かないようにする。

○避難の開始

「〇〇に不審者がいます。先生の指示を聞き、校庭へ避難しましょう。」

→全員校庭へ避難する。

「〇〇に不審者がいます。先生の指示を

③ その他

ア. 上記対応1～4までのいずれの対応を行うかは状況により判断する。どの場合であっても大声を出す、（使える教室は）校内電話、笛を使うなどの方法で速やかに事務室へ連絡する。

イ. 原則として対応2からは校長の指示による。

ウ. 毎月1日の安全の日等を利用し、職員による確認と訓練を行う。

2 校外での非常事態

(1) 学校管理下での事故

行事 ー旅行、遠足等のしおりに緊急事態への対応を具体的にのせておく。

校外学習ーまず学校へ連絡 「Ⅰ校内での非常事態」に準ずる。

＊ 常に携帯電話を持ち歩くこと

登下校時ー連絡を受けたら学級担任・学年主任は事故現場（又は病院、警察署、児童宅など）に駆けつける。学年主任は学校との連絡を取り合う。

不審者の情報が入り、緊急対応が必要と判断したときは、警察、教育委員会へ通報し現場に急行し情報処理と整理にあたる。

※通学路地図に、学校へ向かうか、家庭や公民館などの避難場所に向かうかの境目を家庭で記入する。

※登下校時に大地震が発生した場合の対応・・・PTA緊急時対応マニュアルより

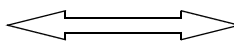
◎登校中に大地震が発生した場合

- ・登校してきた児童の確認→名簿に記入し、校長（教頭）に報告
- ・緊急打ち合わせ会を開き、対応を決定（臨機応変な対応）
- ・避難場所確保、児童待機
- ・登校していない児童の所在・安否確認、救出→名簿に記入し、校長（教頭）に報告

※地区担当職員が調査に行く。

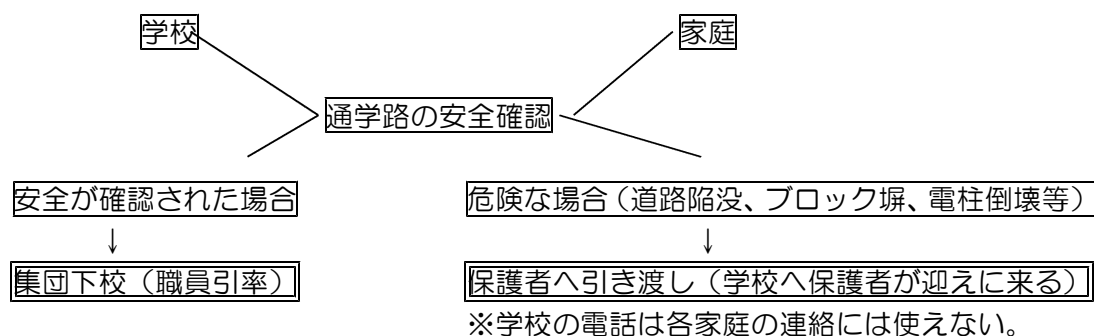
※家庭でも学校に児童の所在・安否を知らせたり、確認したりする。

授業の打ち切り・続行の検討



諏訪市教育委員会の指示

【授業打ち切りの場合】 集団下校・・・緊急連絡網、メールで保護者に連絡
引き渡し・・・学級連絡網
防災無線（JAの放送）で連絡



※保護者に引き渡したら、名簿に時刻を記入

※留守家庭の児童は、学校に待機するか、親戚や近所で責任を持って保護

※保護者に引き渡すまでは、安全な場所で保護する。（校庭に避難場所設置）

※児童クラブとの連携

(2) 学校管理下外の事故

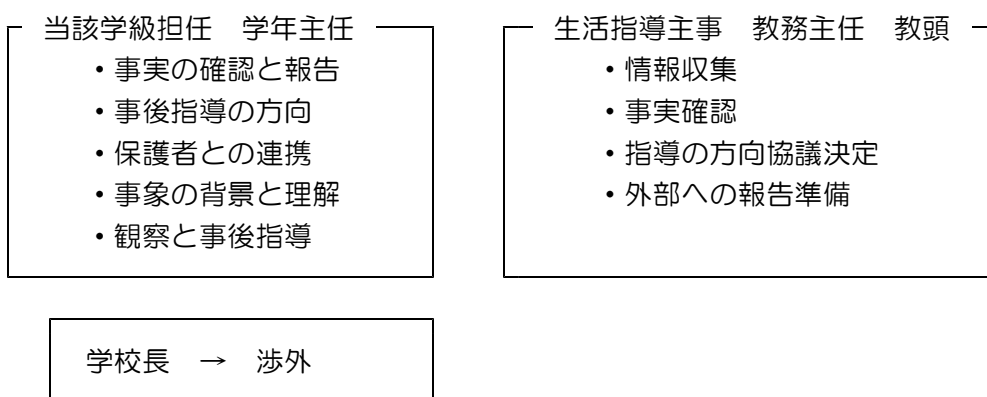
- ・連絡を受けた職員は、校長に報告し指示を仰ぐ。
- ・校長は関係職員に対応を指示する。

(3) 職員の事故

- ・事故に遭った、または事故を起こした場合は直ちに校長（学校）に連絡する。
＊負傷者のいる場合は、まず、その救助にあたる。

.....

児童が加害者（被害者）の場合・・・・・・・・



4 地震防災規定（地震防災応急計画）

警戒宣言発令時の対策

（目的）

第1条 この計画は、大規模地震対策特別措置法（大地震法という）の趣旨に基づき、地震予知情報、警戒宣言が発令された場合の防災上の必要な事前措置等の事項を定め、地震発生時の被害の未然防止及び軽減を図ることを目的とする。

（職員への伝達）

第2条 防火管理者は、地震予知情報、警戒宣言の発令を知った場合は、職員に対し発令の旨を知らせ計画による措置をとるように指示する。

（自衛防衛組織）

第3条 地震予知情報、警戒宣言が発令された場合、自衛消防組織及び任務を編成替えし、別表の通り定める。

（情報収集及び伝達）

第4条 防火管理責任者は、情報の収集及び周知等を重点に行い、収集した情報を職員に伝達する場合は、混乱を生じないように事前に用意した別記文例を活用して行う。情報の収集及び伝達を行うときは、電話の使用を極力避ける。

（安全保障）

第5条 発令後、職員、児童に対して情報を知らせるとともに、児童の安全確保の指示をする。

職員の退勤は、応急措置対策後周辺の混雑状況を十分に把握し、混乱に巻き込まれないよう行う。

（予防措置）

第6条 防火管理者及び職員は、発令時に平常時の震災予防措置に加え次の対策を行う。

- （1）窓枠、外壁等 地震で落下しやすいものの補修、補強
- （2）校舎内にある設置してある物件の転倒、落下防止措置
- （3）避難上必要な設備、防火区画、防火戸等の検査
- （4）消防施設等の点検

（出火防止）

第7条 発令時、火気使用設備器具等の使用は中止する。

（訓練及び教育）

第8条 防火管理者は、応急措置の対策に関する訓練及び教育を避難訓練にあわせて実施する。

（防災資機材の準備）

第9条 地震に備え次の物を準備する。

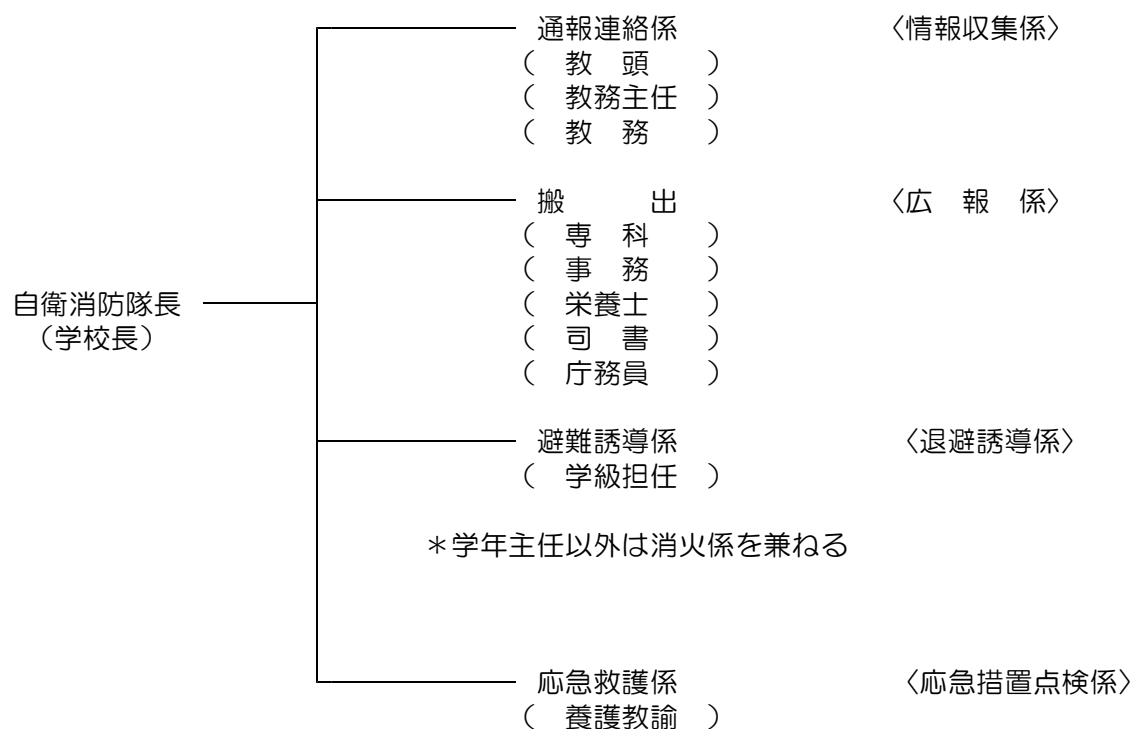
- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1, ハンドマイク | 2, ヘルメット | 3, トランジスタラジオ |
| 4, 懐中電灯 | 5, 緊急用医薬品 | 4, 担架 |

付則 この規定は、平成14年4月1日から施行する。

別表

自 衛 消 防 隊 編 成 表

〈 〉 は警戒発令時の任務



情報収集係 ———— テレビ等により警戒宣言発令に関する情報の収集

広報係 ———— 放送等により職員、児童に情報を知らせる。

応急措置点検係 ———— 地震発生時被害の防止及び軽減のための対策（建物、火気使用機器具、湯沸かし器等の点検）

退避誘導係 ———— 児童の安全確保と誘導避難